

(趣旨)

第1条 この要領は、上ノ国町が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、工事の品質確保のために工事価格及び施工計画、施工実績（以下、「技術提案」という。）などを総合的に評価するものが妥当と認められる工事のうちから選定する。

(総合評価審査委員会)

第4条 総合評価方式の実施に当たり審議、評価を行うため「総合評価審査委員会」を設置するものとする。

(1) 総合評価審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。

ア 総合評価方式の実施工事の選定

イ 落札者決定基準の設定

ウ 技術提案を評価し技術評価点の決定

エ 次条に規定する学識経験者への意見聴取

(2) 総合評価審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(3) 総合評価審査委員会は、委員長が召集する。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価方式により入札を行うときは、あらかじめ、次の事項について、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 令第167条の10の2第4項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合

(2) 令第167条の10の2第5項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第6条 総合評価方式により入札を行うときは、基本的事項のほか次に掲げる事項を入札公告等において、明記しなければならない。

(1) 当該工事が総合評価方式による工事であること。

(2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。

(3) 落札者の決定方法

(4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。

(5) 技術提案の履行ができなかった場合の罰則に関すること。

(6) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札の参加申請)

第7条 申請者は、競争入札の参加に必要な書類のほか、入札公告及び入札説明書に明記する技術提案書を、期限内に提出しなければならない。

(総合評価の方法及び落札者の決定)

第8条 総合評価方式で定める評価の方法及び落札者の決定について、次のとおりとする。

(1) 総合評価の方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札参加者が提出した技術提案書及び入札価格に基づいて、入札の公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) (1)の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(資料作成の説明)

第9条 町長は必要があると認めるときは、資料の作成等について説明を行うことができる。

(資料のヒアリング)

第10条 町長は必要があると認めるときは、技術提案に関するヒアリングを実施することができるものとする。

(技術提案の評価)

第11条 技術提案書の評価及び取扱いは次のとおりとする。

(1) 技術提案の評価は、総合評価審査委員会が審査し、技術評価点を決定するものとする。

(2) 入札参加者の技術提案は落札者決定の根拠となることから、入札書と同様に扱い、その内容と評価は、開札までの間、秘密を保持しなければならない。

(技術提案の評価結果通知)

第12条 技術提案の評価結果は、落札者決定後、入札参加者に通知するものとする。

(責任の所在とペナルティー)

第13条 町長が技術提案を適正と認め、工事施行において落札者がこれを実施した場合においても、技術提案に係わる施工に関する落札者の責任は軽減されるものではない。また、技術提案を履行できなかった場合でも、再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償などを行う旨を契約書に記載するものとする。なお、これらの内容については、入札公告等に明記することにより、入札参加希望者に周知するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第14条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことができる。

(その他)

第15条 この要領の実施に関し他に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成28年3月10日から施行する。